

よくあるご質問

問	答
一度伐採届出を提出しているが、変更・中止が生じた場合どうすればよいか？	変更内容によっては、改めて審査が必要な場合がありますので、市からの指示に従ってください。
伐採届の【伐採期間】が2年に渡っている場合はどうすればよいか？	伐採期間が1年を超える場合は伐採計画を年次別に記載してください。
竹林を伐採する際、伐採届は必要か？	届出は原則不要です。 但し、竹林を伐採してその跡地を住宅地や農地等、竹の利用以外の目的に転用する場合は伐採届が必要になります。
風倒木、枯損木を伐採する際に、伐採届は必要か？	風倒木や枯損木等、著しく損傷した木を伐採する場合は不要です。
転用する場合にも、伐採後の造林計画は必要か？	転用の場合、伐採後に届出者の都合(事業の見直し等)により転用が進まない可能性があるため、必要になります。
地域森林計画対象民有林(5条森林)に立木がない場合でも届出は必要か？	地域森林計画対象民有林(5条森林)に該当する場合、たとえ立木がなくても森林以外の用途(駐車場、太陽光等)に転用する場合は、森林法上の届出や許可が必要です。
転用する場合は、伐採に関する状況報告書はいつ出すべきか？	伐採完了後30日以内に提出してください。 伐採後に転用を中止した場合は、人工造林又は天然更新完了後に造林に関する状況報告書を提出していただく必要があります。
電線路の維持の支障となっている立木を伐採する場合でも、伐採届出が必要か？	森林法施行規則が改正され、令和6年1月1日以降、電気事業者が電線路の維持の支障となる立木を伐採する際の伐採届出は不要となりました。

※こうした行為は様々な程度のものがありますので、不明な場合は市町村へご確認ください。